数　量　総　括　表

工事名	令和３年度　臨時地方道整備事業（緊自債） 市道鍵屋ノ辻木興町線舗装修繕工事	延長	L=670.0m

工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
舗装工						
	アスファルト舗装工					
		オーバーレイ工	再生密粒度AS(13) t=30	㎡	5,230	
		レベリング工	再生密粒度AS(13) 平均　t=30	㎡	384	
		打換工	再生密粒度AS(13) t=80	㎡	27	
区画線工						
	区画線工					
		外側線	実線　W=15cm	m	1,270	
		停止線	実線　W=30cm	m	8	
		横断歩道	実線　W=45cm	m	16	
		中央線、路側帯	破線　W=15cm	m	160	
		ゼブラ	W=45cm	m	100	
		文字	止まれ	m	13	15cm換算
構造物撤去工						
	構造物取壊工					
		舗装版切断		m	66	
		舗装版破砕		㎡	27	
		殻運搬処理	t=80	㎥	2	

集　計　表

種　　別	細　別	規　格	計　　算　　式	単位	数　　量
舗装工					
	オーバーレイ工	再生密粒度AS(13) t=30	別紙数量計算書のとおり	㎡	5,229.9
	レベリング工	再生密粒度AS(13) 平均　t=30	別紙図面参照	㎡	384.0
	打換工	再生密粒度AS(13) t=80	1.94+(1.83×4)+(4.56×3)+2.20+1.62=26.76	㎡	26.8
区画線工					
	外側線	実線　W=15cm	1,256.4+21.5=1,277.9	m	1,277.9
	停止線	実線　W=30cm	L=4.2×2=8.4	m	8.4
	横断歩道	実線　W=45cm		m	16.0
	中央線、路側帯	破線　W=15cm	別紙数量計算書のとおり	m	161.0
	ゼブラ	W=45cm	別紙数量計算書のとおり	m	99.8
	文字	止まれ		m	13.1
構造物撤去工					
	構造物取壊工				
		舗装版切断		m	66.2
		舗装版破砕	打換工面積と同数	㎡	26.8
		殻運搬処理	26.7×0.08=2.13	㎥	2.1

舗 装 工 計 算 書

測　　点	距　　離 m	オーバーレイ工					
		幅 m	平均幅 m	平　　積 m2	幅 m	平均幅 m	平　　積 m2
NO.0	0.000	20.00	-	-			
NO.0+4.0	4.000	20.00	20.000	80.00			
NO.0+9.0	5.000	7.50	13.750	68.75			
NO.1	11.000	7.70	7.600	83.60			
NO.2	20.000	7.70	7.700	154.00			
NO.3	20.000	7.00	7.350	147.00			
NO.4	20.000	7.80	7.400	148.00			
NO.5	20.000	6.90	7.350	147.00			
NO.6	20.000	6.90	6.900	138.00			
NO.7	20.000	7.00	6.950	139.00			
NO.8	20.000	7.30	7.150	143.00			
NO.9	20.000	6.00	6.650	133.00			
NO.10	20.000	5.60	5.800	116.00			
NO.11	20.000	5.80	5.700	114.00			
NO.12	20.000	6.20	6.000	120.00			
NO.13	20.000	6.80	6.500	130.00			
NO.14	20.000	8.70	7.750	155.00			
NO.15	20.000	7.50	8.100	162.00			
NO.16	20.000	7.30	7.400	148.00			
NO.17	20.000	7.40	7.350	147.00			
NO.18	20.000	7.80	7.600	152.00			
NO.19	20.000	7.80	7.800	156.00			
NO.20	20.000	7.90	7.850	157.00			
NO.21	20.000	7.50	7.700	154.00			
NO.22	20.000	7.70	7.600	152.00			
NO.23	20.000	7.70	7.700	154.00			
NO.24	20.000	8.00	7.850	157.00			
NO.25	20.000	11.30	9.650	193.00			
NO.26	20.000	9.70	10.500	210.00			
小　計	520.000			3,958.35			

舗　装　工　計　算　書

測　　点	距　　離 m	オーバーレイ工					
		幅 m	平均幅 m	平　積 m2	幅 m	平均幅 m	平　積 m2
NO.27	20.000	8.10	8.900	178.00			
NO.28	20.000	8.20	8.150	163.00			
NO.29	20.000	8.00	8.100	162.00			
NO.30	20.000	7.80	7.900	158.00			
NO.31	20.000	8.00	7.900	158.00			
NO.32	20.000	7.80	7.900	158.00			
NO.33	20.000	10.20	9.000	180.00			
NO.33+10.0	10.000	12.70	11.450	114.50			
小　計	150.000			1,271.50			
合　計	670.000			5,229.85			

区画線工数量計算書

種　別	区画線工	細　別 規　格	実線　W＝150	1式　当り

名　称	計　算　式	数　量
実線　W＝150	10.5+247.5+107.3+46.8+50.7+53.2+93.5=609.5	609.5　m
（左側）		
実線　W＝150	8.8+203.5+257.3+177.3=646.9	646.9　m
（右側）		

区画線工数量計算書

種　別	区画線工	細　別 規　格	破線　W＝150	1式　当り

名　称	計　算　式	数　量
破線　W＝150	L=1.0m/本×16.0本=16.00	16　0　m
破線　W＝150	L=5.0m/本×29.0本=145.00	145　0　m

区画線工数量計算書

種　別	区画線工	細　別 規　格	ゼブラ　W＝450	1式　当り

名　称	計　算　式	数　量
ゼブラ　W＝450	NO.23付近～NO.24付近　7.3	99　8　m
（右側）	NO.25付近～NO.27付近　81.8	
	NO.33付近～NO.33+10.0　10.7	
	合計　99.8	

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：　　）	□ 調整項目（　□ 資材等の流用　□ 仮設及び工事用道路等の調整　□ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名（　　）　施工時期及び施工時間（　　） 施工方法（　　）
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名（　　）　協議完了見込み時期（　　）
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名（ □ 電気　□ 電話　□ 水道　□ 下水道 □ ガス　□ その他（　　））
	☑ その他（　工期について　）	☑ その他（　工期は繰越手続きが完了後、契約の日から１１０日間に変更します。　）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所（ □ 別添図　□ No.　～No.　□ 別途協議　） □ 完了見込み時期（　□ 令和　年　月頃　□ 別途協議　）
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード（ □ 官有地　□ 民有地　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 仮設ヤード使用期間（　契約日から６５日間　） □ 仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝１．１km） □ 使用条件・復旧方法（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目　（ ☑ 騒音　☑ 振動　□ 水質　□ 粉じん　☑ 排出ガス　□ その他（　　）） □ 施工方法等（ □ 指定工法名（　　）　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 施工時期　（　　）
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目　（ □ 騒音測定　□ 振動測定　□ 水質調査　□ 近接家屋の事前・事後調査　□ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 調査方法　（ □ 別途資料　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☑ 交通安全施設等の配置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　☑ 別途協議　） ☑ 交通誘導警備員の配置　□ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 指定路線　☑ 指定路線以外 □ ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員　Ａ：　人　Ｂ：　19 人 （注：交通誘導警備員Ａが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり ・近接公共施設　（ □ 鉄道　□ 電気　□ 電話　□ 水道　□ 下水道 □ ガス　□ その他（　　）） ・近接施設　□ 擁壁（　　）□ ブロック塀　□ 家屋　□ その他（　　）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種　（　　） ・制限内容　（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 保安要員の配置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）
	☑ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☑ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☑ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
工事用道路関係	□ 一般道路（搬入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 用地及び構造　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 安全施設　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 転用あり（　　回） □ 兼用あり（　　） □ その他（　　）
	□ 水替工（締切排水工）	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数：　　日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他（　　）
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 施工方法（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
残土・産業廃棄物関係	□ 残土処分（自由処分） □ 残土処分（指定処分・他工事流用）	□ 残土処分地（ □ 別途資料　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）　□ 運搬距離（　　） □ 処分地の処理条件あり　（ □ 押土整地　□ その他（　　））
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	☑ 産業廃棄物の種類　（ □ コン塊　☑ アス塊　□ 木材　□ 汚泥　□ その他（　　）） □ 産業廃棄物の処分地　（ ☑ 再生処分場（　　）　□ 最終処分場（　　）　□ 別添図書 □ その他（　　）　□ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（　　）に記入のこと。】 □ 処分場の受入条件　（　　） ☑ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☑ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 （ □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ 下水道 □ ガス □ 有線 □ その他（ ） □ 移設時期 （ □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議） □ 防護 （ ）
	□ その他	□ その他（ ）
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） □ 削孔数量（ ） 注入量 （ ） その他 （ ）
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	□ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	☑ 再生材の種類（ ☑ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ） ☑ 再生材が使用出来ない場合の措置（ □ 新材に変更 □ その他（ ） ☑ 別途協議 ）
	□ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	□ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他（ ）） □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	□ 現場発生品あり	□ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	□ 支給品あり	□ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法（ □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他（ ）） □ 引渡場所（ □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（Ｌ＝ km）
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容（率分）（ ） □ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和　　年　　月　　日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）　　編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書　平成　　年　　月　　日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書　令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書　令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☐ 支援技術者 1．本工事は現場における現場技術業務を〔例示－（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第９条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2．監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3．監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4．本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。　支援技術者： ☑ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、伊賀市設計変更ガイドライン（平成30年6月）を参考とする。 ☑ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照　） ☑ その他（伊賀市が定めてないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。　　）
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-6第6項、第10項に規定する表3-1-1(1)、表3-1-1(2)）	☑ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合　【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（　　） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時ＶＥ方式 ☐ 契約後ＶＥ方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
産業廃棄物税	□ 産業廃棄物税	□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☑ コリンズ（CORINS)の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業 優先使用	□ 市内企業の優先使用	□ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優先使用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	☑ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 □ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	☑ 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第２条第１１号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第２条第９号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	□ 工事実態調査	□ 伊賀市低入札価格調査試行要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	☑ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月